

令和7年

総務委員会

1月23日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和7年1月23日

午後1時05分 開会

午後3時16分 閉会

1. 出席委員

委員長	中堀 りゅういち	副委員長	岡島 ゆみこ
委員	郷右近 修	委員	林 ゆきひろ
委員	月岡 修一		
議長	毛受 明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐	寺島 慎二	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	生活市民部長	伊藤 正弘
秘書広報課長	伊藤 克代	企画政策課長	萩野 昭久
財政課長	浦 倫彰	総務課長	山田 隆貴
防災防犯対策課長	川島 康孝	税務課長	堅田 直寛
債権管理課長	高垣 茂晴	共生社会課長	松本 小牧
市民課長	杉浦 由季	秘書広報課長補佐兼人事担当係長	西森 裕記

5. 傍聴議員

青木 けんじ	鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお
近藤ひろひで	服部 龍一	武谷 としお	鵜飼 貞雄
三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ	清水 義昭
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

2名

午後1時5分開会

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

本日の総務委員会は7つの議案になります。慎重審査、よろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますよう、お願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるよう、お願いいたします。

初めに、議案第1号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第1号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

1 ページ目から2 ページにかけて、第7条、給与に関する特例として、特定任期付職員の給料表を規定いたします。重層支援センターをはじめ、様々な部署におきまして、複合化、複雑化する課題に迅速に対応するため、特定任期付職員として庁内弁護士の採用を想定しております。

第9条では、特定任期付職員の給与条例の除外規定等について定めております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この条例で想定されているのは、今のお話のように、具体的には弁護士の資格を持った雇用ということですが、条例の位置づけとしては、一般的な整備がされるので、特定の任期付の職員ということで整備されているので尋ねますが、ほかに何か、例えば自治体でいえば医者とか、そういうものについてもこの範疇に入ってくるということなんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） おっしゃるとおり、弁護士に限った採用の給料表ではございませんので、職務の種類とか重要度さ、高度さによって、それぞれ段階の給料が決められております。弁護士のほかに、おっしゃったような医者とかというのも想定し得ることではあると思います。ただ、今のところ、本市では取りあえず弁護士というところでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、ちょっと根本的なことをお聞きするんですけども、市役所内の弁護士の採用を考えて条例改正ということなんですけども、そういうふうに弁護士の採用をすることに至った経緯、市としてどういう課題があって、こういった庁内弁護士の採用を考えたのかということをお聞きしたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議案の説明のときにも簡単には申し述べたんですけども、近年、いろんな部署での業務が複合化、複雑化してきております。特に重層支援センターとかでいろんな案件を扱うに当たり、どうしても法的な専門職である弁護士さんからのアドバイスというのは、今後必要不可欠なってくるだろうということで、身近に相談がすぐできる弁護士さんが必要だということで、今回弁護士の採用について考えた次第です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 具体的にどういった業務をしてもらうんですかね。やはりそういった法律の相談だったりとか、そういう法的な解釈の相談だったりとか、そういったことを行うというふうでいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まだ実際業務に当たっていただいているわけではないので、今のところの想定ですけども、基本的に弁護士さんですので、法的知識があるところで、職員からの業務上における法律相談ですとか、いろんな相談に乗っていただくというのが第一でございます。あと、法務、条例とか規則等の立案とかに關しての法的な助言でしたり、職員のそういった能力の向上のための研修をやっていただくとか、あと、紛争ですとか不当要求、債権回収などに関することへの助言、あと、顧問弁護士さんとの連携、そういったことを思っております。また、重層支援センターのほうでも様々な困難なケースが上がってきておりますので、そういったものに対応するための助言をいただきたいということが一番大きいです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 当初の説明では、弁護士には限ってませんというような趣旨の発言がありましたが、これから豊明市は大型の建築が控えているわけですけども、過去にも建築関

係、増改築、改修、この庁舎改修、様々なところでプロの知識が不足しているなど、そういったことを十分感じておりました。したがって、例えばOBとはいえ、一級建築士とか、結構大きな建物に携わってきた建築設計士、そういった方の採用も可能ということによろしいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 可能ではあると思いますが、そういった一級建築士とかを常勤職員として、任期付職員というのは常勤になりますので、として必要かどうかというところは判断、採用するかどうかの判断にはなると思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足します。

まずは、月岡委員おっしゃるとおり、まずこの規定を策定することにおいて、そういったことは可能なり得ます。そしてその後、あと現実問題、月岡委員から御提案といいますか、御指摘のありました件、そういったことも想定としてはあり得るのかなというか、今、課長が申したことは一般的な話でございますけども、いわゆるその時々重点的な機関とか、そういったものがあれば、それはやはり任期付という形で考え得ることではございますけども、また、今申し上げるのは、現時点では弁護士さんの採用を想定しておると、こういったことでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 これから給食センター等、大きなものができますが、建物だけじゃなくて全体を見れる、そういった専門家というのは必要なんです。そういった意味で、何も会社に経営しているとか、会社に拘束されておる人は庁舎内に雇うなんていうことはまず無理なので、もちろんフリーの立場で、もう退職したような方でも知識の深い方、いらっしゃると思うんです。

過去に東京武蔵野市とか、すばらしい給食センターを見学させていただいたんですけど、もう本当にそのとき思ったのは、建築設計だけじゃなくて、全てにやっぱり、自分たちの設計技術が生かせるような、かなり優秀な方がいないと、これだけの給食センターはできないなど。高いところから見下ろすような、そういった設備があって、実際に仕事をしているところも見えたし、非常に清潔感あふれて広々としてなっていた。すごいなと思った。普通のただ建築設計に携わっているだけでは、これだけのものはできないなというふうに

非常に感心したんです。

豊明もこれからそういった大型の建築が身近に控えている、そういったことを考えたときに、私が今申し上げているように、設計でも多様な設計に携わって優秀な人というのは多分いらっしゃると思うんですけど、そういった方を募集するという努力は、するつもりはないんですか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 給食センターにつきましては、今、事業者が決まって、これから仮契約、本契約に入っていく段階ですけれども、今の段階でそういった方を採用する必要があるかどうか、まだ判断できていない状況でございます。事業者のほうも、建築から給食センターの運用だとか、複数の事業体が1つの事業体になって、SPC、SPIでしたかね、そういった事業者を、これからそういった法人を設立して臨んでいただきますので、一方では建築側はそういったプロフェッショナルの集団になる。今、月岡委員がおっしゃっていただいた、こちら側の全体を俯瞰して見るような方によって、一定程度行政側のコントロールも要るということだと思っておりますけれども、そういった必要性が出てきた折には、このたび上程させていただいているこの条例になるのか、特定任期付まで行くのか、一般任期付職員で済むのか、そういった判断は要ると思っておりますけれども、考えていきたいなと思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの業務、こういった業務かということで、職員からのいろいろな法律的な助言だったり、アドバイスとか、不当要求に対する対応とか、いろいろありましたけれども、これ、こういったことの相談というのは顧問弁護士さんでもできると思うんですけども、できないんですか、今の契約だと。どういうふうになっていますか。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 顧問弁護士さんに相談することももちろんできます。今までもしてきておりますが、やはり顧問弁護士さん、ここにいないので、相談するのに時間がかかる。今対応したい、今お客さんが窓口に来ていて、こういったことに対応したいという、そういったことにはちょっと難しいのかなというふうに思っております。そういった意味で、庁内に弁護士さんがおられますと、スピーディーにそういったことに対応がで

きるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足いたします。

現在でも、当然、必要に応じて顧問弁護士さんには相談させていただいております。ただ、それについては、やはり、今、課長が申し上げましたように、やはり、まず電話で申し込んだり、ファクスで申し込んだり、メールで申し込んだり何だかんだして、面会の時間を設けたりとか、そういった形で、一定程度どうしても時間がかかってしまいます。全体的にやはり様々なそういった紛争が、課題がある中で、これはちょっと裁判にまで及ぶ可能性があるなといったものについて、主に相談させていただいているものですから、件数的には先ほど本会議で申し上げたような件数になっております。

で、職員弁護士の場合は、本当に日々いろんなことが出てきますので、それに応じて、先ほど本会議で申し上げましたけども、日常的に即応的に法的な解釈、そういったものを、解決方法を提示できるというところにも大きな差がありますので、という形でございますので、顧問弁護士さんは顧問弁護士さんの役割、職員弁護士は職員弁護士の役割という形で、その両輪でやっていきたいと、こういうことでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういった日常の業務で法的な確認が必要ということでなんですけども、基本的に職員の方が、公務員ですので、まさに法を執行する立場でありますよね。なので、職員自身も法的な解釈の知識とか経験とか能力ってすごい必要だと思うんです。なので、職員に基本的にはそういったことを身につけていく必要があるというふうに思うんですけども、今そういったところへ出ているというのは、これは本当に職員では対応できないレベルのものが、そんなにたくさん出ているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） これも先ほど本会議で申し上げましたけども、職員は日々様々な問題に向かい合って、法的なことも頑張って調べて対応してきております。ですので、その結果、様々な行政判断として物事をなしておるわけなんですけども、やはりそこに至るまでには、法律のプロ、専門家ではないので、いろいろ調べて、その辺のところをまとめて方針を出すと、こういったところに関して、どうしても時間かかる場合がありますので、やはり餅は餅屋というふうに本会議では申し上げたとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということなんですけども、いろいろ調べたりとか、そういうこともすごくやっぱり勉強になると思うんです、職員自身も。常勤でそういった方がいるということは、職員もそういう方に頼ってしまうというような状況になるような気がしていて、そうするとかえって職員が育たなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけども、その辺りについてはどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） そういった部分で、そういった観点からの見方というのもあるかと思いますが、そもそも全てのことを弁護士さんにお任せして、頭の中を空っぽで仕事をやっていけるという話じゃございませんし、当然法的なことを身につけていただく必要はあります。ですから、独学ですごい時間かけてやっていくよりは、まず効果的なアドバイスをもらって、そこでまたおのずと自分で考えてやっていくと、こういったような形で、職員弁護士さんには法務研修とかそういったことも期待しておりますので、そういったことによって職員の法務能力を結果的に上げていきたいと、上げていこうというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、もう一つ、違う観点でお聞きするんですけども、今回任期3年間というふうで説明ありましたけども、これ、3年間にしている理由というのは何でしょう。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） そもそも任期付職員ですので、例えば通常の産休代替とかでも任期付職員、今いるんですけども、そういった職員は1年ごとになっております。弁護士さんで一定程度そういった助言が必要だということで、一般的に3年で、場合によっては更新をして5年ということもあり得るかなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと、今のところがちょっと分からなかったんですけど、3年、一般的に必要なというのは、その理由は何なんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） これだから３年というのは、今の中ではなかなか申し上げにくいんですけども、今回この条例をお願いするのは、決して私ども、先進自治体ではなくて、既に県内でも多くの自治体が弁護士さんを職員として採用しています。その働き方とか、先ほど御質問いただいた業務内容とか、一部は視察に伺ってお話を聞いてきているんですけども、大体３年間ぐらいで代わっていかれるような、そういう自治体弁護士さんの動きも一方でつかんでおりますので、そういった形で募集をしたほうが弁護士さんが来ていただけるというのもありますし、先進事例でも３年ぐらいが一般的ですので、まずは３年というふうに申し上げております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今の話にもありました、もう既に採用している自治体があるという意味でいえば、限りある資格者が、ある種先食いというか、されている中からになると思うので、この条例を整備して取りかかったにしても、めでたく採用できたというまでは何か時間がかかるという意味でいうと、現段階で既に必要性があるからというものもあるんでしょうけど、そういうリードタイムみたいなことと、この先のこのまちの高齢化の進展だとか、あと外国籍住民の人の割合がより高まるとか、このまちのそういう様子からするとやっておかなきゃならないみたいな、そういう見込みというのは何かあったら語ってほしいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、郷右近委員のおっしゃるとおり、これで条例制定したから、じゃ、すぐ、弁護士さん、そういった方が見えるかどうかということは、もうこれはやはりやってみないと分からないところでございます。ですが、先ほど来、郷右近委員もおっしゃってみえるように、外国人の関係の方とかもろもろ含めて、重層支援なんかの関係でもかなりの件数が、新規相談が寄せられておりまして、そういったことに対応するのに、今一生懸命職員は頑張っておるんですけども、とにかくにもまず条例を制定して募集しないことには始まらないので、そういった形で募集をさせていただくと。後で、こういったことでやらさせていただくということになれば、当然弁護士会さんとかもろもろ、いろんな方、要はそういったツールを通じて募集をかけていきたいというふうに考えてお

りますので、よろしく御理解願います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 弁護士さんを採用する、非常に難しいのかなというのは、高校生や大学生のように試験をするわけにはいかないと思うし、基本的には彼らを通して人物を見て、経験を、積んできた経験を聞いて、そのキャリアの奥の深さとか、そういったものを推しはかるのかなと思うんですけど、そういったことに対して、採用に至るまでにどのような手法で、その人を豊明にとって必要だと認定するのか、その手順について少しお答えいただけますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） おっしゃるとおり、例えば愛知県弁護士会のほうに、1人採用したいのということ言えば、ぽっと出てくる可能性は高いかなと思っていますけれども、今おっしゃっていただいたように、自治体弁護士としての経験値があまりなかったり、その人物もよく見ていない中で、簡単に採用は難しいと思っています。実際にほかの市でも、採用まで1年、2年を要しているという話も伺いますので、そういった難しさは覚悟した上で、これから臨んでいきます。

具体的に採用に向かつては、できればどこかの市で経験されている方が、さっき申し上げたように、3年ローテのような形で渡り歩くような動きがありますので、そういったタイミングで、例えばその市からの紹介とか、この弁護士さんが任期で終わるんでというような情報をつかまえて、人物も分かった上で採用できると一番いいなとは思っていますけれども、なかなかそうも簡単にはいかないかなと思っていますので、今おっしゃっていただいたように、慎重に採用公募は行っていきたいと思っています。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今ちょっと採用の件なんですけども、もちろん紹介でやっていくわけじゃないと思うんですね。市として欲しい分野の人とか、経験年数だとか、いろいろあると思うんですけども、採用の要件、実績年数とか、どういう分野にたけている方とか、それはどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） これも少し本会議で申し上げさせていただきましたけども、まずは今回はそういった特定任期付職員を採用し得る、そういった環境を整えるために条例をつくらせていただくと。それをお認めいただいたら、そこでゴーサインをいただいたということで、任用委員会でそういった勤務条件とか、こういった試験とか、こういったこととか、そういった、いわゆる経歴とか、そういったものも含めて、これから決めていくということになりますので、ちょっと現時点では、具体的にこうこうこうこういう資格要件でというような話はできないものですから、その辺御容赦いただければと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、議会としては、どういう方、どういう経験年数とかどういう分野か全く分からないけども、こういう給与表で認めてくれということになるんですけども、そういうことなんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） そういったような物言いという形ではこちらは思っておりませんけども、また先ほどから説明させていただいておるように、あくまでもこういった形で、先進事例のところで行くと、例えば4号給のところが多いですよとか、任期は3年のところが多いですよとか、当然一定程度、要は全くじゃなくて、一定程度そういった、当然弁護士経験がある人とか、そういったものをつくってあるものですから、ですから、全くもって何もしないで白紙でということじゃなくて、当然弁護士資格を持って一定程度経験があって、任用の、いわゆる給与処遇としては大体その辺になるのかなということなんですけど、これ、本当に、今ここで4号給とかって申し上げられないものですから、そういった形で、相当程度の知識を持った弁護士さんを職員弁護士として採用したいということでお認めいただければと思います。よろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それで、他市の条例で、この特定任期付職員の給与表をちょっと条例で見たんですけども、例えば長久手市でも4号給が53万9,000円ですね。で、みよし市も4級53万9,000円、あと刈谷市もあったんですけど、刈谷市53万9,000円と。で、本市は4号給は55万5,000円になっているんです。なので、周辺の市町村よりも高めに全体的に表をつくられているんですけども、それはなぜなのでしょう。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今おっしゃった53万9,000円というのは今年度の金額で

す。法律のほうがこのたび給与法や何かと併せて改正になっておりまして、来年、令和7年4月からうちが出している55万5,000円に改正されておりますので、今、周辺市町で既に雇っているところが4号給で規定しているところにつきましては、同じ55万5,000円になる予定でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、他市と全く同じ同額でそろえたと。で、今回、本市の場合、これも1号給から5号給までのところもあれば、7号給までのところもあるという状況ですけど、これ、それぞれ1号給から7号給がどういう要件で、こういう方は1号給、こういう方は2号給って、どういうふうな枠組みになっているのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 具体的にどういった種の業種の方とか、そういうのは一切規定されておられません。例えば今後の規則での規定の想定を申し上げますと、例えば1号給については、高度の専門的な知識、経験を有する者がその知識、経験を活用して業務に従事する場合が1号給、2号給が、高度の専門的な知識、経験を有する者がその知識、経験を活用して困難な業務に従事する場合が2号給とかいうふうに、本当にざっくりと言いたいので。で、4号給の場合ですけども、特に高度の専門的な知識、経験を有する者がその知識、経験を活用して特に困難な業務に従事する場合が4号給というふうになっておりますので、弁護士についてはここに該当するかなというふうで、4号給となるのかなというふうに想定をしております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足でございます。

で、当然、弁護士の選任を想定してというお話は、この条例を上げさせた、1つの理由として挙げさせていただいておりますけど、まず、今回は規定の整備ということがありますので、先ほど来ありますように、元からの国の法律とかそういったものに基づいて、7号給まであるものですから、現状、これで結局国の法律と同じ立てつけにこの条例になるものですから、今回はそういった形で国と同じ、法律を同じ立てつけにさせていただきたいということで、1号給から7号給までの給料表を上げさせていただいておると、こういうことでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと分からなかったのが、今、弁護士ということで4号給ということなんですけど、それ、弁護士の資格を持ったら、これ、全て4号給、実務経験とか実績もなくとも、そういう4号給に当たってしまうということなんですかね。経験年数とか関係ないですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） これについても、先ほど月岡委員からありましたように、任用に関しては、いわゆる経歴評価とか人物評価、一般的にはこういった形で行っておりますので、ここに関しては一般職の職員のように、例えば何年経験を積んだら何級に上がるよとか、そういった立てつけではありませんので、あくまでもこの、先ほど言った特定の職で特定の資格が要って一定程度困難な仕事の場合は4号給だよと、そういう規定をさせていただいた上で、実際に弁護士さんとか、ほかの人でもそうなんですけど、雇う暁になったときには、じゃ、この方は何号給が適当かということ判断した上で募集はかけていくと、こういった形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、今、先ほど私が質問したのが、弁護士という資格があれば実績に関わらず4号給なのかということ、今の説明ですと、やはり4号給に当たるというふうに思ったんですけど、違います。弁護士の資格を持っても、実務経験とか年数とかに応じて号給というのは変わるんですか。どういうふうになるのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 採用行為がありますので、実務経験とかそういった方を、ちょっと違った言い方をすれば、この4号給にふさわしい方を採用していくということになります。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、その4号給にふさわしい方というのはどういう方なのか。なので、実務経験とかそういうことによって、全然その経験値、違うと思うんですね。

例えば、先ほど医師の場合とかという話もありましたけども、医師にしても、やはりどれだけ経験を積んでいるか、あとどういった分野にたけているか、全然違うと思います。その辺りの要件というのがないのに、こういった表で認めてくださいというのはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですけども、具体的にどれぐらいの経験年数、どういうふうに分野でたけていて4号給で採用しようと考えているか、その辺りをしっかり説明していただきたいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 実際にどれくらい経験しているからとか、そういったことは募集要項のほうには表記していくことになります。で、それは、他市が今おおむね4号給でやっておりますので、ここより下げれば、当然来ていただく方はぐっと減ったり、欲しい能力に満たしていない方になる可能性もあるので、そこは4号給でいきたいなというふうに今は考えております。

それで、あと、今、林委員がおっしゃったように、どんな方でも4号給の給与を払うのかと、そんなことはなくて、やっぱりそこに私どもが求めるスキルを持った方が採用できたときに、初めてこの4号給でお給料を払うということになりますので、それが満たされない間は、先ほど少し申し上げましたが、1年とか2年とか、採用にかかる可能性があるということになるかなと思います。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 で、4号給で考えた場合に55万5,000円ということで、本会議では答弁されなかったんですが、これ、この方の賞与とか、3.65か月ですね、それに対して地域手当も出るということで、これ、計算していくと本当に1,000万近いんですよ、九百八十何万とか。それ考えると、今回、議案第5号で一般職のほうの給与表、出ていますけど、部長級の8級の一番高い号給のところでも、賞与を計算してもその金額にいかないんですよ。そんなに高い金額を1人の方に豊明市として払うというのが、そこまで効果があることなのか。基本的には、先ほど最初に申し上げたように、職員で学んでやっていく。なので研修等でやっていくということはいいいと思うんですけども、常勤で来て、それで、都度それで対応させるためにスピードを考えてって言いますけど、そこまでこんな金額、高い金額を払ってまで必要だというふうに考えているんでしょうか。その辺りはどう検討しますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 確かに給料表だけで見ればそういう形になりますけども、部長のほうの場合はほかの手当も、各種手当ついてという話になりますので、こちら、任期付の場合は手当が限られております。

とはいえ、確かにおっしゃるとおり、相応の金額ということになりますけども、例えば職員、一般的な市の職員の平均給与がざっと600万とした場合に、この方が約1,000万と、給与が、した場合ですけども、じゃ、それだけの価値があるかという、これはあるというふうに考えております。そもそもが、こういった規定が存在するというのとは何かというと、そういった採用行為に当たって、一定程度以上の勤務条件を設けなければ、人はそもそも集まらないでしょうということを想定してつくられた、こちらのいわゆる条例でありまして、そちらのほうの各級のところを大体、先ほど言ったように、大体4号給を使っているところが多いですよというのは、そういったところの他市の例からいって、あとはやはり、これも規模にもよりますけども、自治体によっては本当に2人とか3人とか雇用している場合もありますので、本市においても、例えば今、重層支援センターは今年度から新たな体制にしたんですけども、月平均の新規の相談が約27件、4月から12月まで241件という新規の相談が入っております。これはもう必ず、大なり小なり法的な問題が絡んできますので、こういった部分を1人で担っていただくだけでも大変だなと思いますので、これは相応の適正な給料というふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認で。

手当で一般職と違うというのは、ちょっと本会議でもありましたけど、違う点の手当は何かということと、あと、この方は共済組合とか退職金の組合、退職金も出るようなふうになっているのか、どうなのでしょう。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 手当につきましては、本会議場で部長がお答えしたとおり、この4号給なら4号給の給与表の給料と地域手当相当分と期末、勤勉、通勤手当、あと管理職特別勤務手当なので、それ以外の、例えば職員ですと、年数たつと級が上がっていった給料が上がるとかいうのがありますけども、そういったことはございませんし、管理職手当ですとか扶養手当、住居手当、休日勤務手当、そういったものは該当にはなって

いません。それが第9条のほうの適用除外のことの規定なんですけども、そういうふうになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そういうのを省いたとしても、部長級の一番高いところよりも高いということを申し上げているんですけども。

あともう一つ、共済組合と退職金のことをちょっと確認させてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） すいません、先ほどの回答で漏れました。

共済組合は対象になりますが、退職金のほうは、ちょっと退職金については、確認をしてから回答させていただきたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 申し訳ありませんでした。退職手当も対象となっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの顧問弁護士の契約だと、決算額で約80万ぐらいですよ。で、年間で二十数件の相談件数ということなんですけども、それで、例えばすぐに対応といっても結構時間がかかるからということなんですけども、例えばこういったものを2件、3件と増やすだけでも対応が変わってきたりだとか、これ、例えば仮に3件やったとしても80万で240万なわけですよ。で、今回のやつは1,000万で、もう全然金額が違うんですけども。で、市はこれ、たしか地公法で、最小の経費で最大の効果をということがうたってありますけども、そういう観点から見て、こういう顧問弁護士だったりとか、そういった弁護士等の契約、見直したりとか、複数にするとか、そういうことと常勤で採用する、そういう比較検討というのはされているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 比較検討といいますか、常勤の庁内に常にいていただく弁護士の必要性というのは、検討して今回上げさせていただいております。他市の事例なんかでも、さっき申し上げたように、複数人いるところもあれば、まちの規模でも導入し

ている団体も今ある状態で、市の公務員が対応していくということが今非常に難しくなっていて、こういったプロフェッショナルな方の伴走のようなことが我々に対してもないとなかなか乗り越えていけない、そういう世の中になってきているのかなというふうに思います。

で、重層センターの話が先ほど出ておりますけれども、その対応も、法律にかっちりきっちり沿っているとなかなかすくい上げられないようなケースを、要はグレーのようなケース、グレーのような対応をしながらでも、命を優先して救うというようなことも想定されます。そういったときに、やっぱり弁護士の方が常にいていただければ、いろいろお話を聞きながら即座に対応できますし、1日7.5時間とかの時間を拘束していただきますので、そこは顧問弁護士さんとは働き方が全く異なりますので、単純比較はちょっと難しいかなと思っております。

最初のほうの御質問であったように、職員が何でも頼ってしまうということは考えられなくはないんですけれども、逆にそういったことは、弁護士さんの命令系統をしっかりと組織の中に入れて、そのコントロールでそういったことがないように、どっちかという職員を育てていただくというような方針で、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案1号に賛成の討論をします。

見込んでいるのは弁護士資格取得者ということなので、例えば、私もこれまでに、全員が障がいを抱えている家族、そういう世帯からの生活相談なんかに応じたこともあります。そういった困難事例に、最後のほうにお話あったけど、どこまで行政の側が踏み込んでいったんなことができるかとか、あとは、自分でお話ししました高齢化の進展でいうと、ないほうがいいですけど、高齢独居の人がたまたま公共施設の一部、私有地を持っている公有地化したい地権者だった場合、さらに亡くなられて、それをやる前に事前に迎へに行く対応をして、何とかそれ、困難な状況にならないように防ぐとか、生命とか財産という部分で行政に関わることを今やるんだらうなということは分かりました。

ただ、それが常勤で、常勤1日8時間みたいな、そういうボリューム感であるのかとい

うのはどうかと思っていたんですけど、それについては内部で、例えば実例を基にしてセミナーを開いて教育担当になってもらうとか、そういう形でリソースをつくっていてもらいたいわけでしょう、多分その人に。そういうところはそうだと思うから、都度そういうのは何かの形で、市民でもそうだし、議会に対しても何か定期的に示されるということもやる必要があるんじゃないかなとは思いました。

それから、難しいほうの話ばっかじゃなくて、都度私言っている話を1つ言うと、さっきの話とも関わるけど、遺贈のことも取り組んでほしいのよ。という意味合いで、賛成です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第1号ですけど、反対です。

先ほども申し上げたように、1,000万という金額、予算がかかってくる。やっぱり市としては、非常にこれ、毎年かかってくると大きな負担になってくると思います。今お話聞いても、そんなにたくさんの業務があるというふうには思えませんでした。常にそういったところで、スピードで対応するというふうですけども、これも申し上げたとおり、やはり公務員の仕事として、法の執行者という立場で法の解釈、これは職員が正しく理解して説明できるように研修をしておくべき。スピードと言いますけども、結局常勤1人ということではやっぱり限界があると思いますし、法律の分野もいろんな分野があって、その方に聞けば全て法律のことが回答できるかということ、多分そうではないと思います。結局その方も調べて回答ということになると思うので、やはり本当にスピード感が解消されるかということとそうでもないのかなと思いますし、また、先ほど申し上げたように、逆に常勤で配置されているということで、職員がそういったことで法律的な問題を自分たちで解決しようとか調べようという意欲、気持ちが低下してしまうというやっぱり危険性を感じてしまいます。やはり研修の機会を増やすだとか、そういった相談できる窓口、そういったことを増やすということで、今の例えば顧問弁護士さんとの契約を見直す、増やすほうで見直すとか、いろんな弁護士さんと連携するということはいいいのかなとは思いますが、常勤で、こんな1,000万円もかけてまでやると、そういった業務もそんなにたくさんあるとは思えませんが、やはり最小の経費で最大の効果ということを考えると、やはりこういったことで弁護士を常勤で雇うということはすべきではないのかなと思いますので、反対であります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第1号に賛成の立場で討論申し上げますが、こういう議案が出てくるといっても時代の要請かなと。様々な人が個人個人の意見を述べれる、そういった世相の中で、やはり様々な問題がこの豊明市内、行政の中には起きているのかなと思います。そういったことの解決に向けて、恐らく当局がいろいろ考えた末、こういう議案を出されたんだろうというふうに理解はできます。

1人専門家がいることによって若手の教育につながる、そういう専門家の体験を通して、職員が得る知識というのもやはり重要なことかなと思います。豊明市役所の職員として入った以上は、ただ無駄な時間を過ごすということは考えられません。恐らくいろんな若手の職員にもいい影響を及ぼしてくれるのかなと思います。そういった期待は大きく持てるかなと思います。したがって、やはり人材を見極める、その目をしっかりと、皆さんもいろんな知識を学び、人間性を見抜く、そういった眼を持って、ぜひともこの豊明の役所に合う能力のある人を選んでいただければ幸いかなと思います。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゆういち議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第1号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第2号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償書及び期末手当に関する条例の一部改正についてと、議案第4号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゆういち議員） 御異議ありませんので、議案第2号と議案第4号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第2号と第4号について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第2号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

令和6年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の特別職について、期末手当の支給月数が、年間で3.45月に0.05月分引き上げられたことに併せ、本市議会の議員の期末手当支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改正します。

第2条では、令和6年6月と12月に支給する期末手当の支給月数が異なっているのを令和7年の6月と12月は同じくするもので、100分の172.5に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。また、第1条の規定は令和6年4月1日から適用いたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

こちら令和6年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の特別職について、期末手当の支給月数が年間で3.45月に0.05月分引き上げられたことに併せ、本市特別職の期末手当支給月数の改定を行うものでございます。

議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改正します。

第2条では、令和6年6月と12月に支給する期末手当の支給月数が異なっているのを、令和7年の6月と12月は同じ割合で支給するというので、100分の172.5に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。また、第1条の規定は令和6年4月1日から適用いたします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第2号と4号、それぞれ年間で総額どの程度上がるのか、市の

負担額を教えてください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議員の皆さんの期末手当につきましては、今回の改定で議員の方20名分、合わせておよそ59万8,000円ほどになります。それから、特別職三役につきましては、年間でおよそ18万4,000円ほど増額という形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、昨年、三役、市長、副市長、教育長を引き上げる法的根拠を質問したら、情勢適応の原則ということ saying いたと思うんですけども、この情勢適応の原則というのは三役も適用されるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 昨年もしかそういったようなお尋ねがあったかなと思います。で、そのときに、法的根拠があるのかと、要は法律に何か定められているのかどうかというようなお尋ねだったと思います。で、たしか私が回答したと思うんですけども、法的に何々法に定められていますとか、そういったお話はさせていただかずに、あくまでもそういった仕組み、形がありますよということでお話ししました。

そもそもは給与決定の諸原則、これは確かに特別職には適用されないと言われることがありますけども、それはなぜかという、そもそも諸原則を定めた地方公務員法自体が特別職には適用されないということからでございます。ただし、そのことをもって給与規定に当たり諸原則を考慮しなくてもよい、あるいはしちゃ駄目だということではございません。給料報酬決定の全体の仕組みからいけば、やはり諸原則は及ぶものであるという認識です。現に、各自治体の報酬審議会の多くでは、結局のところ、諸原則による形を取っております。少し前に、ある市の特別職等の給与改定のニュース記事がありましたけども、そこでもやはり人事院勧告によってというような記載がありました。

また、主としては主に報酬に当てはまることですが、ある解説本では、その決定についてはその職の特殊性を判断し、かつ、1、国の特別職の給与、2、当該団体における特別職の給与改定の経緯、3、当該団体の一般職の職員の給与、4、他の団体との均衡等を考慮していくことになるというふうにされておりますし、現に人事院勧告でも、特別職は一般職の指定職に準ずるというようなことも記載してございますので、全体的な法体系

の枠組みからいけば、そういった諸原則が及ぶものであるという認識であります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回のこの期末手当の引上げについては、報酬審議会というのは諮問されたんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 特別職報酬審議会は開いてはおりません。報酬自体を審議する場所になりますので、期末手当については報酬審議会での審議する内容では直接はないものですから。ただ、去年の特別職の報酬審議会で、期末手当の月数については、国家公務員の特別職に準じてという附帯意見をいただいているところでもありますので、今回それに従って引上げをさせていただきたいということでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 私は期末手当も報酬の一部だと思いますので、かけるべき事柄かなと思うんですけども。

例えば、この間の新聞報道にも長久手市で、これは月数も含めて報酬審議会にかけていますけど、据置というような答申が出ておりました。また政府も、閣僚等は増額分返納ということを決めていて、やはりこういった国民の生活が厳しくてということがあって、そういうふうにされているみたいなんですけども、本市ではこういったふうで三役に対して引き上げるということを決めた理由と、どういう会議で、どういうメンバーで、これは引き上げることを決めたんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員、これ、第4号の三役のみでいいんですね。

○林 ゆきひろ委員 第4号ですね。についてです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、こういったような形で決められたかということですけど、あえてこういったもので会議、委員会を設けてとかそういうことじゃなくて、あくまでもこれは人事担当のほうからのこういった決裁といいますか、発議により、副市長、市長というような形で判断されていって、もともとが、先ほど来申し上げているとおり、報酬審

議会での附帯意見にもあるように、全体的な法の枠組みとしては国の月数に倣うと、こういった形で来ておりますので、それも特に異論なく決まったところでございます。

それと、あと、先ほど、多分新聞で出ていたところで据置になったというのは、報酬額が据置になったのであって、月数は上がっておるというふうなたしかニュースソースだったと思います。

というところでよろしかったですか。ごめんなさい、何か答弁漏れありましたか。ごめんなさい。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認で、今、市長、副市長で月数倣って引き上げるということを決めたというふうに理解していいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

○副市長（土屋正典君） 当然組織のことでございますので、それぞれ専決事項に応じてまずは決裁をしていくって話になってきます。で、こういったものは、いわゆる条例に関わることでございますので、最終決裁権者は市長になるということでございますので、当然担当から稟議が回ってきて、最後は市長のほうで判断する。これは組織としての普通の流れでございます。

あと、当然議員さんのほうのことに、議員さんのほうに関しても、議会のほうからはそういった形で適切に対応するようというふうな、そういった要望もいただいておりますので、これは間違いなく国どおりやっていくというふうな形で判断させていただいたものでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 両方討論でよかったでしたっけ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 別々です。

○林 ゆきひろ委員 今は2号だけ。両方一括でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） すいません、2号と一括です。お願いします。

○林 ゆきひろ委員 一括ね。2号、4号共、両方共反対の立場です。

で、2号については、全協、会派会議等で出されて議論、議員間で議論しておりますけ

ども、私はそれも反対の立場です。

議員報酬と市長、副市長、教育長について、人事院勧告で月数が変わって、国家公務員の報酬の引上げに応じてということなんですけども、やはりそれに従わなければならないというような法的な根拠はありません。これも昨年度も申し上げておりますけども、やはり市民生活が非常に物価高騰、そして、なかなか実質賃金も追いついていないというような中で、やはり議員とか、三役の市長、副市長、教育長の報酬を上げていくということは、やはり市民の方からしたらなかなか理解が得られないんじゃないかなというふうに思います。そういったことも考慮して、やはり国の政府のほうではそういった増額分返納なんていうのもありますし、やはりそういった低所得者だったりとか、非常に生活が厳しい方もいらっしゃいますので、そういった方への支援をもっと拡充、充実していくべきでありますので、今回そういった議員とそういう管理職のボーナスアップに関しては、やはり認めることはできないため反対といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 一括で申し上げますが、議案第2号、第4号とも賛成の立場で申し上げますが、この時代、いつも言われるのは、市民の生活が苦しい。では、私たち議員は一般の人間として苦しくないのか。我が家も苦しいです。こんなに……。

（苦しくないの声あり）

○月岡修一委員 何。何を余分なこと言ってるんだ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） どうぞ、月岡委員、お願いします。

○月岡修一委員 物価高騰にあって、かなり厳しいのは事実です。議員がたくさんもらっているというような趣旨のことをいつも言われますが、手取り額を申し上げますと、うそだろうといつも言われる。でも、この中で家族を養って生きているのは事実ですよと、申し上げます。我々が特別扱いされたわけでも何でもない。

今回もこの説明の中に、この案を提出の国家公務員の給与改定に伴い必要があるからだろうという、やはり国があって地方があるわけですから、国の命令とは申し上げませんが、国の行動に合わせて各行政区が、各議員が動いていくのは当たり前のことだと思っていますので、私はもう、これはもう賛成させていただきますし、もし議員の中で生活の中に余裕がある人は、私のようにいろんなところに寄附をしたらどうですか。世界中いっぱい困っている人はいます。そういったところに生活を切り詰めて寄附をさせていただく、それも議員の役割だと思っていますので。そういった趣旨からいっても、厳しいのはやっぱり国民として平等かなと思います。

したがいまして、2号、第4号共に、この案は賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第2号について採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第2号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号について採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第4号は賛成多数により原案のとおり決すべきものと決しました。

以上、それでは続きまして、1時間ちょっと経過してしまいましたので、ここでお諮りしますが、10分間休憩といたしたいが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） では、今から10分間休憩といたします。19分まで。

午後2時9分休憩

午後2時19分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、議案第3号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第3号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い必要があるからでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けて行う本市職員の給与改定に合わせて、パートタイム会計年度任用職員の給与等について改定するものでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬表、別表1の表から5の表について、常勤職員等と同様の額または改定率となるよう改定いたします。改定後の報酬表は、常勤職員等と同様に、令和6年4月1日から適用いたします。

第2条は、令和7年度からの改正内容で、地域手当相当額について100分の12とし、報酬表の別表2の表を改定いたします。これらも常勤職員と同様とするものです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明……。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まだあります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） お願いします。

○秘書広報課長（伊藤克代君） また、重層的支援体制整備事業の推進のため、心理専門職の報酬表を新設いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。また、第1条の規定は令和6年4月1日から適用します。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 地域手当相当額が、要するに減額になるということですよ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 条例上は100分の15から12ということで減額のように見えますけれども、実際の支払いは、条例では100分の115と定められているところを、ずっと市長が規則で定める割合で支払うということで、昨年度まで100分の10で地域手当、支払われておりました。で、6年の4月1日から、その10を100分の12というふうに改正をしたところでございます。今回、人事院勧告で、豊明市について12%、100分の12ということが示されましたので、現在支払っている割合と同じということもあり、条例上は100分の12というふうに改正するというものでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今のお話から推測すると、今後も都度、最新のそのときの情勢に合わせて、こういった条例上の文言が改定されながら進んでいくという理解で合っているんで

すかね。今回と同じように。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 原則としてはそうなっていくと思います。ただ、割合が下がっていくということは、つまり給料が、職員の給料が下がるということにもなりますので、国の定めたとおりにすぐ直すということには、それはならず、そのときにまた、下がった割合で示されたときにはどのようにしていくかというのは、そのときに検討することになると思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の地域手当のところで、たしか国が県で統一することになって、愛知県って8%だと思うんです。で、豊明と、何か4市町だったかな、だけ12%になっていて、それに合わせたのかなと思うんですけども、豊明がそういうふうに12%になっている理由というのは何か把握されているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） これだというのは国の人勧でこうなったということなんですけれども、県で統一します、ただし、県庁所在地ですとか中核市についてはちょっと別に考えます、また、地域、あと国の施設がある市町ですかね、についても、その地域の賃金等を勘案して指定しますというようなことが示されておりますので、そういったことかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、答えられる範囲でいいんですけども、国の施設が閉鎖というか、なくなった場合は、地域手当は下がる可能性があるというふうに捉えていいんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今現在、今示されたものが、例えばなくなったからといって、すぐ変わることはないんじゃないかなというふうに思っております。ただ、次の

見直しのときにはどうなってくるかというのは、分かりませんとしか今は言えません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回パートタイムの方が4月1日に遡及するということなんですけれども、市の負担というのはどれぐらい増えているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度職員さんの今回の給与改定で、どのぐらいの金額が増えるかというところなんですけど、今年度執行見込額でおよそ1億円程度になるんじゃないかというふうに見込んでおります。これは全会計のものになる、全会計で約1億円ほどというふうに見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど言っていた地域手当も相当額として12%支払われているということと、あと、期末勤勉手当も正規の職員と同じ月数で増額して支払われていると、そういうふうに理解していいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 地域手当につきましては6年4月1日から、豊明市の場合、12%でそもそも支払っておりますので、地域手当については変わらないんですけど、ただ、報酬表が変わるので、その12%ってなりますので、その分は増えますということになります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、期末、勤勉も正規職員と同じ月数で増えて支払われるということでもいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 先ほど答弁漏れして申し訳ありません。

おっしゃるとおりです。正規職員と同じ月数で支払うことになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これまでは4月1日に遡及してなかったんですけども、今年度は遡及するということで、前回そういった任用通知の文言等というような回答があったかと思うんですけども、そういう任用通知の文言というのは変更されてということなんですかね。どういうふうに変えたんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 6年4月からの会計年度さんの任用通知にはそのように、年度の途中で給与改定がある可能性があるということは記載させていただいて、御本人さんたちにも説明をさせていただいて任用しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あともう一つ、昨年度で、こういった会計年度さんを遡及して引き上げるとなると、扶養から外れたいとか、そういった問題が生じるんじゃないかということも言っていたと思うんですけども、そういう問題というか課題というのは解決されているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 年度の初め、6年の4月の任用の時点でそういった可能性がありますよということを、会計年度さん御本人にこちらから十分説明をして任用しておりますので、あとはその対応については会計年度さん本人たちがされているというふうに認識しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、心理専門職というのが新しく出ています。これ、ページ数はないのか、別表の6ですね。月額で44万ということなんですけども、本会議でも質問がありましたけども、重層的支援体制のところで考えているということで、不登校対策等ということなんですけども、そうすると、配属とかそういうのは共生社会課とかそういうような、重層的支援センターですかね、そこで働くというようなイメージをしていいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まだはっきりとは決まってはおりませんが、重層支援センターのほうでの仕事をさせていただくことにはなと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それで、これ、本会議で、何か日数とか、勤務日数とか決まっていような回答があったんですけど、これ、でも金額がもう月額44万って決まっているというか、出ているんですね。それでちょっと日数決まっていというのはどうかなと思うんですけども。決まってい、時間、勤務時間とか日数が決まっていんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） すいません、会計年度さんの計画をつくっておりますので、そこには一定の、1日何時間、週何日というのは決めていますけれども、実際の雇用にあたってはそれのとおりになかなかいかないものですから、そういった意味で決まっていというふうに申し上げさせていただきました。予算の計上は、1日7時間、週5日、年間220日以内というのを想定しております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと分からないんですけども、以内ということはそれより少なくなる可能性もあるというふうだとすると、この44万というのは、少なかったとしても44万支払われる、そういうふうなんですか。ここの表で44万って出ているんですけども。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度さんですので、こちらの場合は、1日7.75時間働いていただいてこの44万ということですので、働いた分で割り戻して時給の金額を出して、働いた金額分でお給料のほうは支払いをさせていただく形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、これを時間で割り戻して、時間単価でということなんですね。それでもちょっと結構高額だと思うんですけども、もし、時間単価がこれ、幾らなのかということと、この金額というのは何を参考にされて、こういう金額で設定されて

いますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 割り戻しますと、時給として3,000円少しの金額になります。参考としましては、例えば愛知県における学校スクールカウンセラーは時給が5,500円とか、いろんな市の臨床心理士さんの時給が3,000円とか4,000円とか、そういうふうなものがありますので、そういった中から3,000円、時給として3,000円ぐらいというのは妥当な金額じゃないかというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 採用の要件ですね、これも実績とか実務経験とか、どういった分野で働いているとか、働いていたことがあるとか、そういうことも重要じゃないかなと思うんですけども、その辺りはどういうふうに考えているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） こちらも1号議案と同じですけども、こちらで、この議会でお認めいただけましたら、改めてというか、初めてそういった職の方を募集するという形になります。その要件、どういった経験があつてとか、そういったことにつきましては、また任用委員会のほうで諮っての、検討して決めていくことになるかと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、でも金額が、だから単価ももう出ているわけですね。全く働いたことがなくて、初めてという人もあり得るじゃないですか。それも同じ時間単価なんですか。それ、ある程度想定して出していかないと、なかなか議会として認めれないと思うんですけども。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 何かさっきも同じようなことがあったような気がしますけれども。

臨床心理士という資格で一定の時間給は出さないと、まず手を挙げていただけないというか、応募いただけませんので、臨床心理士という一般的な、これ、民間資格なんですけ

れども、これに基づいて他市町村の事例で、先ほど申し上げたように3,000円から5,500円とか、その範囲でやっているのが今一般的です。ですので、そういった予算立てをさせていただいて、で、私どもが必要となる、心理査定がしっかりできて、例えば子どもの不登校の関係が多いだとか、そういったことで、そのとき募集要項、変わる可能性もありますけれども、そういったことで任用委員会で採用試験をやっていきますので、その中で、今、林委員が言われたように、経験が不足している方とか、少しうちが求めるスキルが足りないという方は採用いたしませんので、そういった御心配はないようにやっていきます。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。答弁じゃない。

ほかにございませんか。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ちょっと間違いがありました。

会計年度ですので、ごめんなさい、任用委員会は経ませんので、各所属での採用、面接等になるかと思えます。その中で、今申し上げたようなことを諮っていきます。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なので、会計年度の任用職員だと、そういうふうで各課で必要な経験年数とかを定めてやるということで、これは議会とかに確認したりとか諮ったりとかなくて、各課であとは必要な勤務年数だったりとか、どういうことにたけているかというのは考えるという、そういうことなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ほかの職員採用も一緒ですけども、どういった方を採用するかというところは、今、議会にはお諮りしていない状態かと思えますので、これは一緒になります。私どもが責任を持って採用してまいります。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、この心理専門職で臨床心理士さんということなんですけども、何で会計年度の任用職員なんですかね。常勤で採用すればいいんじゃないかなと思うんですけども。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 本会議場でも申し上げましたが、臨床心理士さんの今働き方が、1つのところでがっちり雇用されるという働き方よりも、複数箇所を見ながら、そういった課題を拾い上げながら課題解決というんですか、そういう心理査定をやるというのが今一般的ですので、常勤雇用にはちょっとなじまずに、会計年度で採用させていただいたほうがなじむということ、そういう方、そういった働き方が一般的ですので、この人材不足の今状況で少し採用しやすいということもありますので、こういった形を取らせていただきます。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 逆に臨床心理士さんの方はなかなか雇用が不安定で、しっかりと1つのところという機会がないというようなこともちょっとお聞きしてます。今回、重層的支援の担当ということでお話しいただきましたけども、これってまさにいろんな複雑なケースが来てて、それで継続的に支援が必要な場合だったりとか、そういったことも求められると思うんです。会計年度さんですと、年間の契約で更新という形になるんですけども、そうすると途中で、年度で変わってしまうと、そういった継続的な支援というのは難しいんじゃないかなと思うんですけども、もう少し長期的に契約してみたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはどのように考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 先ほど申し上げましたように、今予算立て上は週5日ですので、ほぼほぼ採用できる予算をお願いしております。そういった中で、実際にどういった働き方になるのか、そういったことを見ながら、あと課題のほうがどのように推移していくのか、そういったことも見ながら対応していきたいなと思います。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 どれぐらいの臨床診査に必要な業務量というか、があるのかということが大事だと思うんです。で、週5日間必要なのであれば、週5日間で採用したほうがいいと思いますし、4日間なら4日間だと思うんですけども、今どれぐらい必要なんです

か。その辺りをちょっと説明していただきたいんですけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） お答えいたします。

重層支援センターのほうですけれども、4月から設置いたしまして、現在12月までで他機関からの相談が、実世帯数でいきますと199件、実相談会議の件数、そちらのほうで241件というふうになっております。内容としましては、例えば複雑な家庭環境の中で虐待とかネグレクト状態にある子どもの心理的援助をしたりとか、もしくは不登校とか、休職、離職によってひきこもり状態にある方、そういった方々、本人や家族の心理的援助、そして、また発達障がいとか精神障がい疑われる方の心理的な観察とか分析、また母子の領域でも、例えば発達検査等も活躍いただけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の百何十件とか、そういう話が来ているって話を聞くと、やっぱりしっかり週5日間で来てもらったほうがいいと思うんですけども、そういうのって考えなかったんですか。常勤とか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 状態、状況によって対応していくということなんですけれども、そもそも人材不足、なかなか臨床心理士さんも見当たらない、見つからないということもありますので、週フルフルで採用させていただけるだけの予算は確保しつつ、募集をかけていって、先ほど申し上げましたように、何もやっていない臨床心理士さんがちゃんと採用できるというのなかなか期待薄ですので、掛け持ちでやっている方が週2日なら豊明市に行ける、週3日なら行ける、そういった方も、優秀な方であれば当然採用させていただきたいし、その後、ちょっとどうなるか分かりませんが、豊明市でしっかり働ける、その方が私どももずっと必要だということになれば、また次のステップも考えられるのかなと思います。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、今回、昨年度会計年度の方で、4月1日に遡及されなかったことを今年度実現するというので、それについては非常に必要なことだと思いますので、評価をしております。

で、非常に迷うところなんですけども、やっぱりこの議案は反対でいきたいと思います。それは臨床心理士さんのやはり処遇ですね。特に重層的体制支援ということで、非常にそういった困難なケースで継続的にかかるようなケースが多いところで、やはり実務経験とか、そういった実際の実務の経験、そういった重層のケースの相談だったりとかを学んでいく必要があると思うんです。それが年度で更新みたいな形になると、非常にサービス自体も不安定になるんじゃないかなということと、そういった臨床心理士さん、そういういろんな掛け持ちをされている方が多いというんですけども、市として、やはり行政機関としては、そういう働く方の雇用を守るという観点からも、常勤で採用するほうがいいかなというふうに思いますので、やはりその点から、本会議ではいろいろ、国の補助とかいろいろ兼ね合いがあるというお話がありましたけども、やはり市としては常勤で、そういった心理士さんの確保をしたほうがいいというふうに思いますので、反対でいきたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第3号に賛成の討論をします。

最初に伺った地域手当相当分の額の報酬ということについては、実情に条例の数字のほう何か合わせにいったような改定ということだったので、自分の認識はちょっと改めようと思います。

一方で、これは我がほうの国家公務員を中心とした地域手当に対する考え方なんですけれども、地域手当そのものがそもそも2006年導入以降に、むしろ地域間の格差を拡大する原因になっていると。各地域の最低賃金の金額の格差が、むしろ開いているという状況もありますから、そもそもこういった地域手当という在り方そのものについても本来であれば議論すべきですが、現に労働者の報酬全体の一部になっているものを、だからといってその代替となる施策がない中でなくせとか下げろということにもなりませんので、この条例については賛成としようと思いますし、また、臨床心理士については、先ほどの第1号の弁護士についてもそうだろうとは思いますが、採用するに当たっての、県内であれ、何か既にそういった実施している自治体を参考に、採用に当たる条件表とか材料とい

うのはそろえた上でやるんでしょうから、実際に採用に至る有力な候補の人の実情にもよるでしょうけど、幾ら人材がないからといって、ボーダーを下げるような形での採用に至らないというのだけ実行するべきだというふうに思います。その上での金額というのは、それに応じて変動するんでしょうから、そのことについてはむしろ優先した形で実施してほしいというふうに考えます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

毛受委員。

○議長（毛受明宏議員） 議案第3号でしたっけ、これ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 3号です。

○議長（毛受明宏議員） 3号について賛成といたします。

詳しいことは議場のほうで、会派のほうで、代表でやられると思いますが、やはり今、パートタイムの方のアップとか臨床心理士さん、いろいろと役立っていただけるということで、今求めているところに多分予算がついているわけなので、それをしっかり市民のために還元していくのも大切なと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、賛成です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第3号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第5号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからでございます。

令和6年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けて、本市職員の給与改定を行うものでございます。主な改定内容は、月例給及びボーナスの引上げや地域手当、

扶養手当など諸手当の見直しでございます。月例給につきましては若年層に重点を置いた引上げ改定で、平均改定率は全体で3%となっております。ボーナスは期末手当と勤勉手当を0.05月分ずつ、合わせて0.1月分引き上げ、年間で4.6月分としております。手当の見直しの主なものについては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる。また、地域手当を12%とするなどがございます。

それでは、議案に基づいて主な改定内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条は令和6年4月1日から適用する改定内容で、まずボーナスの支給月数について、令和6年12月に支給する職員の期末手当を100分の122.5から100分の127.5に、勤勉手当を100分の102.5から100分の107.5にそれぞれ改正します。また、別表第1、行政職給料表の1、2を改定いたします。

6枚おめくりください。第2条を御覧いただきたいと思います。

第2条は令和7年度からの改正内容となっております。第2条、扶養手当では、配偶者を手当支給の対象から削除し、満22歳に到達する年度末までの扶養親族である子についての手当の額を1人当たり1万円から1万3,000円へ引き上げます。なお、この改正は2年をかけて段階的に実施いたします。ごめんなさい、第12条、扶養手当でございます。

次のページ、中段辺り、第13条の2、地域手当について、100分の15を100分の12といたします。

第15条、通勤手当について、1か月当たりの支給限度額を5万5,000円から15万円へ引き上げます。

第19条の2では、管理職員特別勤務勤務手当を支給する対象となる勤務時間について、平日の午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までに拡大をいたします。下から3行目から次のページにかけての第20条は期末手当、第21条は勤勉手当について、令和7年の6月と12月の支給月数を同じにするもので、期末手当を100分の125に、勤勉手当を100分の105に、それぞれ改定するものでございます。

第24条の2は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外について定めており、第14条、住居手当を適用除外から除外するものとなります。

ページの中段辺りからは、別表第1、行政職給料表を改定するもので、初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げるものとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。また、第1条の規定は令和6年4月1日から適用します。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これも一般職の給与の改定での財政の影響額、総額と、あと、これは大体1人当たりの職員でいうと、どのくらい上がるというのは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。後ほどにしますか。

○秘書広報課長（伊藤克代君） ちょっと確認をして、後で回答いたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございますか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 15条。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） どうぞ、郷右近委員、どうぞ。

○郷右近 修委員 15条の通勤手当のこの金額って、これ、間違えて思ってたの、これ、年額なんでしたっけ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 一月当たりの金額になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 15万使うって、新幹線を通うとか、毎日高速道路で、俺も働いているとき、桑名から来ている人、1人だけ、課長、いたけど、そういう人のことなわけ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 国家公務員の給与を基に人事院勧告がされておりますので、そうなんです、新幹線通勤も通勤手当の手当の中にするように、できるようにということで、今回一月15万円というふうに引上げがされております。

あと、ごめんなさい、先ほどの影響額についてお答えさせていただきます。

毎月の月例給でおよそ5,400万円、それから期末手当で2,000万円と勤勉手当で約1,900万円ほどになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 通勤手当のほうで、ちょっと誤解があるといけないので補足をさせていただきます。

まず今回、上限を15万円まで上げたというのは、これは要は公共交通機関等を使って通

勤定期を使っていて、その辺の月額、要は運賃が幾らかということで、現状は5万5,000円が上限なんです。本市の場合、定期を使って通っているような職員というのは、ちょっと今すぐ何人というのは出ないんですけども、ほぼほぼはやっぱり車の通勤のほうが多いので、それも車の通勤の人は何キロから何キロまで幾ら、何キロ何キロまで幾らと、数千円とかそういった話でなってくるんですけども、今言った通勤定期を使っている人間は十数人と、12人というふうに聞いております。でもって、今現在5万5,000円、上限まで今現在行っている人間はいません。けども、結局は国の給与改定のほうで、国のほうは当然新幹線を通うとか、そういったものも想定した上での今回改定ですので、それに合わせて15万円という上限を変えさせていただいたということでございます。で、実際に該当するような職員はいません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 先ほど影響額についてお答えしたんですけども、もう一つ答え忘れていたと思いますのでお答えします。

1人当たりどのぐらい上がるかという話なんですけど、もらっている金額は、若手、入ったばかりの職員から、こういった部長さんたちまで一人一人違いますので、どんだけ上がるかというのはちょっと難しいんですけども、単純に今回、今日、先ほど申し上げた金額、合計しておよそ9,300万円ほどだと思うんですけども、それを対象の職員の数で割りますと、1人当たり20万円少しぐらいな感じになると思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ただ、条例になったら一応ありになるんだろうけど、逆にそういう職員のありようというのはどういうことだと理解すればいいんですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） これも本当に現実的な話で、じゃ、そういった職員を逆に推奨するかというと、そんなこともございませんし、現にそういった、今回上限を上げた規定に該当する職員が、そもそも豊明市役所に申し込むかどうかということもございまして、現実的にはないというふうな想定しておりますけども、結局は国のほうの規定で、新幹線利用の者も想定した中でのこういった条例規定となっておりますし、もう一つは、通勤手

当というのが税法上の非課税枠の金額とリンクしておりますので、そういったものも併せて、ここは該当者がおる、いないに関わらず、またそういった人を別に呼び込むつもりもございませんけども、あくまでも制度的に規定する必要があると、こういう判断でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 国家公務員の給与改定は人事院勧告に基づいてということですが、人事院勧告は民間企業との格差是正のために行っていると思います。で、人事院勧告で対象にされている企業というのはどのような企業なのか、把握されていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 事業規模、事業所規模で50人以上の従業員のいるところというふうに聞いております。で、民間の事業所、約1万1,700か所ですかね、会社で、対象の人数としては47万人を対象に調査をして、6年4月の給料とかを調査した結果での人事院勧告というふうに聞いております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと人事院勧告のことでちょっとお聞きしたいんですけども、例えば先ほどの通勤手当が5万5,000から15万に上がったとか、あと、配偶者の手当がなくなるというようなことだったりとか、そういった給与表だけではなくてとか、あと賞与の月数の話ではなくて、こういった手当の金額とか、つけるとかなくすとか、そういうこともこの人事院勧告に基づいて比較検討というのはされているんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今回の条例の改正は、人事院勧告に基づいて国家公務員の給与が変わっているんですけども、ですので、市の職員の給与改定についても人事院勧告が反映されているということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 人事院勧告が民間企業との是正格差をなくすということなので、民

間企業と国家公務員の比較が人事院勧告だと思うんです。そういうのを比較して、こういう通勤手当とか、扶養手当の配偶者の手当だったりとか、そういうのをされているのか。給与表だけじゃなくて、そういう手当関係もそうなのかということを確認しているんですけども。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 民間と比較してというのは、基本は給与についてです。そういった手当関係につきましても、もちろん民間や今の社会の情勢、そういったものも勘案して勧告が出されておりますので、そういった内容になっているというふうに認識しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、定年前再任用の方のちょっと手当のところがちょっと分かりにくかったので説明していただきたいんですけども、新旧対照表の11ページの下のところ、適用除外のところから地域手当と住居手当がなくなっているということは、今後つくようになる、もともとはついてなくて、今後つく、住居手当と地域手当はつくという、そういうふうになるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 地域手当はもともと適用除外ではないので支払われております。今回削除されたのが13条と14条なんですけど、適用除外から除外されたのが、13条は扶養手当の条項の部分で、それはその条項が削除となるので削除されたものと、14条が住居手当について定めている条項で、それが適用除外から除外されるということは、つまり支払う対象になるという形になります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、この条例の改正のところの行政職の給与表で、新号給、9号給が出ている表で、下のほうの1号給のががさっとなくなるような、そういう改正になっているんですね。そうすると、まず、そういうふうに3級から9級の下の方の号給が大幅に減っているんですけども、その理由というのは分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 3級から7級につきましては、若手、あるいは中堅の優秀な人が早期に昇格したときに、昇格すると級が3級から4級とか、4級から5級って変わっていくんですけども、そのときに行く一番最低のところが引き上がる形になりますので、そういった意味で給料の最低水準を引き上げていくという事が行われております。また、それ以上、8級以上の方につきましては、前の級との重なりをカットして、より職責重視の給与体系になっているというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のところ、もうちょっと説明していただきたいんですけども、例えば8級から9級とか、9級から10級とか、7級から8級とか、上のほうの管理職のほうで、これ、昇給すると、大幅に給与がアップするような、そういう形態になっているんですね。その辺りの理由というのは、結構大幅に上がるんですけども、なぜなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 職責重視の給与体系ということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この議案については賛成でいきたいと思っております。

公務員は労働基本法が制約されていて、人事院勧告に基づいてするという事で、今後の採用面なども含めて賛成としますけども、やはり、先ほど人事院勧告で出ているように、参考にされていないような従業員50人未満の中小企業も、やっぱり市内にもたくさんあると思うんです。なので、そういったことも意識を持って仕事に取り組んでいただきたいということを申し上げて、給与改定には賛成でいきたいと思っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第5号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号 豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長(伊藤克代君) それでは、議案第6号 豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い、必要があるからでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

附則第5条第7項は、暫定再任用職員の給与について、給与条例の適用除外を定めている条項で、議案第5号におきまして、定年前再任用短時間勤務職員の適用除外規定の改正と同様に、暫定再任用職員についても、第14条、住居手当を適用除外から除外する改正となります。

附則といたしまして、令和4年4月1日から施行いたします。

(令和7年の声あり)

○秘書広報課長(伊藤克代君) 令和7年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第6号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は全

会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第7号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、議事課所管部分について御説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目 議会費185万8,000円の増額につきましては、1、事業、議会人件費及び2、事業、議員活動事業共に、主に令和6年8月人事院勧告による改定に基づく増額でございます。

以上で、議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、秘書広報課所管分につきまして御説明をいたします。

同じく補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

今回の補正予算で計上させていただいております各事業の人件費につきまして、まとめて御説明をさせていただきたいと思っております。

上段、1款 議会費の議会人件費をはじめとし、3款 民生費の社会福祉人件費、6款 農林水産業費の農業総務人件費、7款 商工費の商工人件費、8款 土木費の土木総務人件費、及び都市計画人件費におきまして、増額補正をお願いしております。この理由は、主に令和6年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けての本市職員の給与改定により、職員の給料等で本年度末までに不足が見込まれる分について、給与の支給に支障がないよう増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、下の段、2款1項2目 秘書人事管理費で24万2,000円の増額です。これは市職員の給与改定に合わせて、パートタイム会計年度任用職員の給与等の改正により、秘書人事業務の会計年度任用職員の報酬等で、こちらも本年度末までに不足が見込まれる分について、報酬等の支給に支障がないよう増額補正をさせていただくものでございます。

このほかにも、各事業において、会計年度職員に係る報酬等の増額がありますが、およそ全て同額の理由によるものとなっております。

以上で、秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分の歳入について御説明いたします。
補正予算書 6 ページ、7 ページを御覧ください。

14款 2 項 1 目 1 節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金108万5,000円の増額です。こちらも歳出で説明のありました、市職員の給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬等改定によるマイナンバー業務従事者分の増額です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。
10ページをお願いいたします。

19款 繰越金の前年度繰越金 3 億928万7,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 期末手当の増額で、議員の期末手当というのが13ページの議会費のところに上がっているんですが、市長、副市長、教育長、三役ですね、先ほど条例改正で議論ありましたけども、この増加分というのはどこか計上されているんですか。どういうふうに対応されるのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） あくまで今年度支払いに足りない分を今回補正増させていただいております。市長、副市長につきましては2 款の総務費、それから、教育長につきましては10款の教育費のほうになるんですけれども、大きい款であり、育休とか産休で休んでいる職員とかもおりますので、そういった中で、今の現在の予算で支払いが賄えるという判断をいたしまして、今回それについては人件費の増額はさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということは、ほかの正規の職員さんの人件費と一緒にのところで上がっているの、そこで対応ができるということですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 昨年度、会計年度任用職員の方の遡及で、増額分に関しての計算、これ、課のほうに相談とか話に行ったときに、各課にまたがっていて非常に計算が煩雑で大変だということでお聞きしました。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） これ、何ページ。

○林 ゆきひろ委員 全体的なところ、会計年度任用職員の増加のところに、関係する質問ですけども。

で、今回はほとんどいろんなところの課で上がっています。これは各課で、これ、取りまとめて計算したのか、システムで一括で積算して計算できるようになったのか、どういうふうなんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 各課で計算していただいております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第3号の会計年度任用職員の給与改定でも討論で申し上げましたけども、遡及して会計年度の方も引き上げると、それも計算していただいているということは評価しております。ただ、この補正予算全体で見ますと、議員の期末手当の引上げ、これは2号に関して反対しておりますので、この点について賛同ができないため、補正予算にも反対でいきたいと思っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○議長（毛受明宏議員） 議案第7号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第8号）に

ついてですが、先ほどの話と逆で、私は賛成しておりますので、この議案に対しては賛成といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第7号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後3時16分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長